

◎【保育の必要性】とは

保育が必要な事由		認定期間
就労	日常の家事以外の仕事をしている場合 （フルタイムの他、パートタイム、夜間、居宅内の労働なども含む） 条件：週3日以上かつ週12時間以上を常態としている （※1）	最長でお子さんの就学前まで
求職中	求職活動のため日中の外出を常態としている場合	3か月
妊娠・出産	出産のため保育が出来ない場合	出産予定月をはさんで、前後各2か月、計5か月
疾病	入院・自宅療養が必要で保育ができない場合	最長でお子さんの就学前まで
障害	障害のため保育ができない場合	最長でお子さんの就学前まで
介護・看護	同居・別居に関わらず親族等の介護をされていて保育ができない場合、また入院や通院等で付き添いを要する場合	最長でお子さんの就学前まで
就学	就職・事業開始に必要な学校に通学するため、日中の外出を常態としている場合 条件：週3日以上かつ日中週12時間以上	最長でお子さんの就学前まで
災害	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合	6か月以内

※1.雇用契約が週3日であっても、実績が伴わない場合は就労として認定されない可能性があります。

◎【保育の必要性を証明する書類】

保護者・親族の状況		提出書類
就労	外勤	★就労証明書（表面のみ） ※就労証明書は必ず事業主から証明を受けてください。
	自営（準備中、内職含む） 保護者本人や親族経営の会社で勤務している場合も含む	★就労証明書（両面記入）、 <u>自営の証明書</u> （ <u>営業許可証、開業届、業務委託契約書等のいずれか1点</u> ） ※自営業の方は、ご本人あるいは親族会社の担当者が記入してください。
求職中（内定あり）		★就労証明書（表面のみ） ※就労証明書は必ず事業主から証明を受けてください。
出産		母子健康手帳の写し（出産予定日の分かるもの）
障害		各種障害者手帳の写し
疾病		診断書（※1）
介護	要介護認定者の介護	★介護状況届出書、 要介護者の診断書、介護保険被保険者証の写し、ケアプランの写しのいずれかひとつ
	要介護認定者以外の介護	★介護状況届出書、診断書（各種障害者手帳等があればその写しも添付）
就学		在学証明書（時間割を添付）

※1.診断書は国分寺市指定の様式以外でも受付できます。その際は「患者氏名」・「診断名」・「症状経過等」・「治療期間と通院回数」・「保育の必要性、又は家庭生活への影響」について明記されたものを提出してください。